

社会福祉法人 山陽国分寺福祉会 役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 山陽国分寺福祉会（以下「当福祉会」という。）役員、評議員、評議員選任解任委員、及び苦情解決第三者委員（以下「役員等」という）の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 当福祉会の業務に従事した役員等には、報酬として源泉徴収税控除後の日額 6,000 円を支給する。ただし、施設の職員を兼務する当福祉会に属する職員で役員職にある者には支給しない。

2. 理事長の職にある者は、週 3 日以上勤務するものとし、勤務実態を証する勤務表を作成し月額 300,000 円を支給する。ただし、施設の職員と兼務でない場合においてのみ支払うことができるものとし、前項に規定する報酬は支給しない。

(費用弁償)

第3条 当福祉会の業務のため旅行した役員には、費用弁償として旅費を支給する。

2. 前項の額は、各事業所の旅費規程による。

(支給方法)

第4条 第 2 条に既定する報酬は、当該業務の終了後に支給し、前条に既定する費用弁償の支給方法については、各事業所の旅費規程による。

付 則

この規程は、平成 13 年 12 月 1 日から施行する。

平成 18 年 4 月 1 日改正

平成 21 年 1 月 1 日改正

平成 29 年 6 月 19 日改正

平成 30 年 4 月 1 日改正

令和 2 年 4 月 1 日改正

令和 3 年 12 月 14 日改正